

## 栃木県災害薬事コーディネーター設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大規模災害によって人的被害が発生した場合において、必要とされる医薬品等の供給及び薬剤師の派遣が迅速かつ的確に行われるよう調整等を実施することによって被害の軽減を図るため、栃木県災害薬事コーディネーター（以下「災害薬事コーディネーター」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

### (委嘱及び任期)

第2条 災害薬事コーディネーターは、一般社団法人栃木県薬剤師会又は一般社団法人栃木県病院薬剤師会が推薦する薬剤師のうちから知事が委嘱する。

- 2 災害薬事コーディネーターの任期は、3年とする。ただし、補充された災害薬事コーディネーターの任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 災害薬事コーディネーターは、再任することができる。
- 4 災害薬事コーディネーターが被災等により業務を行うことができない場合は、知事は、必要に応じて別の者を災害薬事コーディネーターとして委嘱する。

### (職務)

第3条 災害薬事コーディネーターは、大規模災害によって人的被害が発生した場合において、保健医療福祉調整本部の本部長（以下「本部長」という。）の要請により、保健医療福祉調整本部に出務し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 薬局等の被災状況に関する情報の収集、分析及び提供に関すること
  - (2) 医薬品等の供給及び薬剤師の活動に係る支援策の立案及び助言に関すること
  - (3) 医薬品等の供給及び薬剤師の派遣に係る調整に関すること
  - (4) 一次医薬品集積所が設置される場合の管理及び運営の統括に関すること
  - (5) その他本部長が必要と認める業務に関すること
- 2 本部長は、保健医療福祉調整本部が解散される場合又は災害時医療救護活動がおおむね終了したと認める場合は、災害薬事コーディネーターに対する活動の要請を解除する。
- 3 災害薬事コーディネーターは、その職務を終了するに当たっては、保健医療福祉調整本部医薬・生活衛生班に対し、所要の事項を引き継ぐものとする。

### (秘密を守る義務)

第4条 災害薬事コーディネーターは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### (実費弁償等)

第5条 災害薬事コーディネーターの実費弁償は、本部長の要請により出務した1日につき、災害救助法施行細則（昭和35年栃木県規則第35号）第8条により知事が別に定める実費弁償の額を支給する。

2 災害薬事コーディネーターが、その職務に関連して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和39年栃木県条例第11号）の例により、扶助金を支給する。

（平時の体制）

第6条 災害薬事コーディネーターは、平時においては、災害時の薬事体制が適切に構築されるよう、県などに対し必要な助言を行うものとする。

（事務）

第7条 災害薬事コーディネーターに関する事務は、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、災害薬事コーディネーターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7（2025）年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、第2条第1項の規定により最初に災害薬事コーディネーターに委嘱された者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、令和10（2028）年3月31日までの期間とする。